

医学部附属病院クリニカルスキルアップセンター研修生受入れ規程

[平成28年3月16日制定]

[平成28年島大医学部規則第16号]

(趣旨)

第1条 この規程は、島根大学医学部附属病院クリニカルスキルアップセンター（以下「センター」という。）における研修生の受入れについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「研修生」とは、センターにおいて研修を受ける者のうち、本学医学部の学生（大学院生を含む。）及び医学部附属病院の医療従事者を除くものをいう。

(申込み)

第3条 研修を受けようとする者は、研修申込書（別記様式）により、病院長に申込みものとする。

(許可)

第4条 病院長は、前条の規定による申込みがあったときは、センターの運営に支障をきたすおそれがないと認められる場合に限り、受入れを許可するものとする。

(研修料)

第5条 研修料は次の表のとおりとする。

区 分	研 修 料	
	60分コース1回につき	90分コース1回につき
基本操作研修	1,100円	1,650円
汎用手技研修	2,200円	3,300円
高度手技研修	3,300円	4,950円
専門手技研修	5,500円	8,250円

- 前項表中に規定する「基本操作研修」とは、医療シミュレータの基本操作に関する研修をいい、「汎用手技研修」とは、全ての医療者が必要とする手技、又は患者への侵襲性が低い手技を学ぶために、単純機能の医療シミュレータを使用する研修をいい、「高度手技研修」とは、診断及び治療に大きな影響を与える手技を学ぶために、高機能の医療シミュレータを使用する研修をいい、「専門手技研修」とは、高度な専門知識及び技術を必要とする手技を学ぶために、専門領域に特化した医療シミュレータを使用する研修をいう。
- 研修生は、前条の規定により受入れを許可されたときは、研修料の全額を所定の期日までに納付しなければならない。
- 既納の研修料は、返還しない。ただし、研修生の責めに帰すべき事のできない事由に

より研修できなかつた場合は、既納の研修料を返還する。

(研修生の責務)

第6条 研修生は、研修にあたり病院長の指示及び本学部の諸規則を遵守しなければならない。

(研修許可の取り消し)

第7条 病院長は、研修生が前条の責務に違反し、又はセンターの運営に支障が生じたときは、第4条の許可を取り消すことができる。

(損害賠償)

第8条 研修生が故意又は重大な過失により施設又は物品に損害を与えた場合は、原状回復に要する実費を賠償しなければならない。ただし、経年劣化に起因する故障の場合を除く。

(細目)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な細目は、病院長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年6月15日から施行し、改正後の第5条第1項の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成31年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、2019（令和元）年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、2021（令和3）年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023（令和5）年6月21日から施行する。

研 修 申 込 書

令和 年 月 日

島根大学医学部附属病院長 殿

住所
施設名
代表者名

※個人で申し込む場合は以下に記入してください。

住所
氏名

下記のとおり研修を申し込みます。

記

研修生氏名	所属	職種	研修日	コース名

※申し込みに際し、以下の記載をお願いします。

請求書送付先：

請求書宛名：

所属機関等ご連絡先

部署名：

TEL：

MAIL：